

# 考えることから行動する防災活動

1月17日は、阪神淡路大震災（兵庫県南部地震）が13年前に発生した日です。今神戸の街は、行政、企業、住民が復興に努め、生まれ変わった街となっています。しかし、忘れてはならないのは、地震の怖さです。「地震は忘れた頃にやってくる。」と言われます。今一度、地震への備えを考えたものです。

甲賀市内の一部で、今後30年間で琵琶湖西岸断層帯の震度予測が5強で発生確率が9%、東南・海南海沖地震の震度予測が震度6弱で発生確率が50～60%と国等が予測しています。

地震発生を防ぐことは不可能ですが、日頃の備え、体制から被害を少なくすることは可能です。

そのためには、次のようなことを、家庭や地域で事前に整えておく必要があります。

## 家庭でできること

- 家屋の耐震の強化
- タンス、テレビ等重量家具の固定
- 非常持ち出しの用意
- 非常食の確保
- 家族、知人への連絡先の確認



▲災害図上訓練



▲救急手当講習



▲避難訓練

## 地域でできること

自主防災組織等活動

- ・緊急連絡方法確立 ・地域危険箇所点検
- ・防災学習会 ・避難訓練 ・防災訓練
- ・防災資機材整備点検
- ・自主防災組織の強化

問い合わせ 総務課 総合防災係 ☎65-0665 FAX63-4554

## 後期高齢者医療制度の保険料のしくみについて

### 保険料は被保険者全員が納めます

これまで、高齢者の方々の間で、加入する制度によって、保険料を負担する方と負担しない方がおられ、また、自治体においても保険料に差がありました。

新しくなるこの制度では、高齢者の方々は、皆負担能力に応じて保険料をお支払いいただくこととなります。また、原則として県内すべて同じ基準となります。

### 保険料はどのように決まります

保険料の額は、被保険者の方に「等しく負担いただく部分（均等割）」とその方の「所得に応じて負担いただく部分（所得割）」との合計額となります。

#### ◎保険料算出式

$$(均等割額) (所得割額) \\ 38,175円 + 基礎控除後の総所得金額 \times 所得割率(6.85\%) = 保険料$$

- ※均等割額と所得割率は2年ごとに広域連合で見直されます。
- ※年金収入だけの被保険者については、収入額が153万円以下の場合には所得割は課せられません。
- ※所得の低い世帯の方には、均等割額が軽減されます。
- ※どんなに所得の高い方でも、年50万円が最高額となります。

### 後期高齢者医療制度

※一定障がいのある人は65歳以上

#### 平成20年3月まで

国保や会社の健康保険などに加入しながら「老人保健」で医療を受けます

#### 窓口で提示するもの

- ・加入している医療保険の保険証
- ・医療受給証

医療受給者証

保険証

- 窓口での自己負担は老人保健と変わりません。
- 新たに後期高齢者医療の保険証が3月に交付されます。

#### 平成20年4月から

高齢者だけの新しい医療制度「後期高齢者医療」で医療を受けます

#### 窓口で提示するもの

- ・新たに発行される後期高齢者医療の保険証

保険証

(カードサイズになります)

※65歳以上75歳未満の方で、現在、老人保健の認定を受けている人は引き続き広域連合の認定を受けたものとみなされますが、加入については選択することができます。

現在の老人保健制度にかわり平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の保険料の算定方法が決まりました。

問い合わせ

保険年金課 老保医療係  
☎65-0689 FAX63-4618

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
☎077-522-3013 FAX077-522-3023